

# 生徒心得

## (1) 校内生活

- ア 生徒は原則として8時25分までに登校し、16時45分までに下校する。ただし指導教師の監督下にある場合は、この限りではない。
- イ 遅刻したときは遅刻届を記入しホームルーム担任または担当学年教師の許可をうける。教室に入るとき教師にこれを提示する。
- ウ 終業時刻前に校外へ出る必要を生じたときは、ホームルーム担任の許可を得てから外出する。この際授業を欠くことがあれば欠課届を提出する。
- エ 早退をする生徒は、ホームルーム担任に早退願を提出したうえで下校する。
- オ 校内では朝夕の挨拶を励行し、外来者に対しては礼儀正しくする。
- カ 校内の施設、備品を使用する場合には、別に定める使用規則に従う。
- キ 校内において緊急事態が発生したときは、教師の指示に従い退避する。防災活動班は別に定める規程に従い防災活動に従事する

## (2) 校外生活

- ア 外出するときは常に身分証明書を携行する。
- イ 高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。
- ウ 保護者同伴の場合を除き夜間外出は県の条例に従うものとする。
- エ 友人宅への外泊は原則として禁止する。ただし特別の事情があるときは、相互の保護者の承諾を得る。
- オ 祭典等に参加する場合はあらかじめ許可を得る。
- カ 運転免許証の取得については「交通指導規程」による。
- キ 常に公衆道徳を守り、各種法規に違反することのないように良識をもって行動する。もし違反等が発生したときは、直ちにホームルーム担任に申し出なければならない。
- ク アルバイトについては「アルバイト規程」による。

## (3) 通 学

- ア 通学には制服を着用し、服装についての規則は守らなければならない。
- イ 通学の途上では交通規則を守り、本校生徒として見苦しくない行動をする。もし事故等が発生したときは、直ちにホームルーム担任に申し出なければならない。
- ウ 自転車通学は許可を受けた者のみとし下記の規則を守らなければならない。
  - (ア) 自転車の整備をしっかりとこなうこと。変形ハンドル等は認めない。また、両脚スタンドでなければならない
  - (イ) 自転車通学を希望する生徒はカップを所持する。
  - (ウ) 年度初めに自転車点検を行う。その際氏名の書かれたカップを持参し、自転車に不備がないことを確認されたら許可証(ステッカー)を発行する。ステッカーを後輪泥除けに貼る。
  - (エ) カギは2重ロックが望ましい。
  - (オ) 交通法規を遵守し、安全のために点検整備を怠ってはならない。
  - (カ) 駐輪場は所定の場所へ整頓して置く。
  - (キ) 自転車通学者は、自転車保険(TSマーク)に必ず加入する。

## (4) 服 装 身だしなみに関する規程のリンク参照

## (5) 願、届

- ア 願、届はすべて黒ペンで記入し保護者の署名(自筆)の上、校長宛ホームルーム担任に提出する。
- イ 保護者及び生徒からの届け出
  - (ア) 旅行をする場合。
    - (イ) 旅行運賃割引証の交付を受けようとする場合。
    - (ウ) 各種証明書の交付を受けようとする場合。
    - (エ) アルバイトをする場合。
- ウ 願、届を提出する場合はホームルーム担任に申し出て、所定の用紙を使用する。